

第 9 期計画の基本指針及び記載事項について

基本的考え方

第 9 期計画期間中には、団塊の世代が全員 75 歳以上となる 2025 年を迎えることとなります。高齢者人口がピークとなる 2040 年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者、要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

中長期的な人口動態や介護のニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を、優先順位を検討した上で第 9 期富士見市高齢者保健福祉計画を策定することが求められています。

計画の基本指針について

介護保険法第 116 条において、厚生労働大臣は地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとされています。都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3 年を一期とする介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。基本指針の構成は以下のような予定（詳細は令和 5 年夏予定）です。

第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項

一 地域包括ケアシステムの基本的理念

- 1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 2 介護給付等対象サービスの充実・強化
- 3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- 4 日常生活を支援する体制の整備
- 5 高齢者の住まいの安定的な確保

二 2025 年及び 2040 年を見据えた目標

三 医療計画との整合性の確保

四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進

- 五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等
- 六 介護に取り組む家族等への支援の充実
- 七 認知症施策の推進
- 八 高齢者虐待の防止等
- 九 介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進
- 十 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析
- 九 介護サービス情報の公表
- 十 効果的・効率的な介護給付の推進
- 十一 都道府県による市町村支援並びに都道府県・市町村間及び市町村相互間の連携
- 十二 介護保険制度の立案及び運用に関するP D C Aサイクルの推進
- 十三 保険者機能強化推進交付金等の活用
- 十四 災害・感染症対策に係る体制整備

第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項

- 一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項
 - 1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等
 - 2 要介護者等地域の実態の把握
 - 計画の策定に当たって、医療・介護双方のニーズを有する高齢者の状況について、把握、分析するとともに、医療及び介護の効果的かつ効率的な提供に留意すること
 - 計画の策定にあたり、既存施設・事業所の今後の在り方も含めた検討
 - 介護情報基盤の活用
 - ※介護保険法第115条の45第2項、第115条の47第10項・第11項の改正⇒地域支援事業に支払基金に委託し、情報活用の促進を図る事業の追加
 - 3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備
 - 中長期的な介護ニーズの見通し等について、サービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論する
 - 4 中長期的な推計及び第9期の目標
 - 2040年度（令和22年度）の推計【必須】
 - 5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表
 - 6 日常生活圏域の設定
 - 7 他の計画との関係
 - 8 その他
- 二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項
 - 1 日常生活圏域
 - 2 各年度における介護給付費等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - 様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう既存資源等を活用した複合型サービスの整備

3 各年度における地域支援事業の量の見込み

- 認知症施策に関する議論を踏まえ、必要に応じて通いの場に参加する高齢者の割合の目標を見直す（現行8%）

4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定

- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進のため、関係団体・関係機関、地域リハビリテーション支援センター等と協力して取り組みを行うこと
- 地域差改善や介護給付費の適正化に向けて県と議論を行い、計画に反映させること

三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項

1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項

- 総合事業の実施状況の評価等（介護保険法第115条の45の2において努力義務とされる）について、実施状況の調査、分析、評価等を適切に行い、必要に応じて広域的な対応を検討すること。
- かかりつけ医機能の確保に関する検討状況を踏まえた医療・介護連携の強化
※介護保険法第117条第5項の改正により、県における外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議の結果を考慮して、介護保険事業計画を作成するよう努めるものとするものとされた。
- 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進する取組として、介護サービスの提供時間中に行われる有償ボランティア等の社会参加活動等について例示

2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

- 小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについて、指定の事前同意等による広域利用等に係る検討
- 現行の「中長期的な人口構造や介護ニーズの変化を見据えた的確なサービス量の見込み及び見込み量確保のための方策」について、介護ニーズだけでなく医療ニーズの変化も追記すること

3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策

4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び介護現場の生産性の向上の推進等

※介護保険法第117条第3項の改正により、市町村介護保険事業計画において、介護給付等対象サービスの提供のための事業所又は施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項について定めるよう努めるものとするものとされた。

- ケアマネジメントの質の向上、人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 県と連携し、生産性向上に資する様々な支援・施策を一括して網羅的に取り扱い、適切な支援につなぐワンストップ窓口の設置など総合的な事業者への支援に取り組むこと
- 文書負担の軽減について、標準様式や「電子申請・届出システム」の基本原則化を踏まえ取り組むこと
- 標準様式や「電子申請・届出システム」の活用により、地域密着型サービスの広域利用時の複数市町村への申請手続きにかかる負担を軽減すること
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、管理部門の共有化・効率化やアウトソーシングの活用等により、人材や資源を有効に活用する方策について
- 要介護認定までの期間を短縮するため、審査の簡素化・効率化の取組を一層推進すること

5 介護保険給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項

- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントを推進するための県、市の役割
- 総合事業に関係する者が、事業の目的や実施すべきことを明確に理解する場を設けること
- 生活支援体制整備事業において、介護予防・日常生活支援にかかるサービスを提供・支援する様々な主体との連携の促進及び連携先が実施している取組の評価の実施
- 居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大し、それに伴う包括的・継続的ケアマネ

シメント支援業務等による一定の関与を行うことを通じ、高齢者あんしん相談センターの業務負担軽減と質の確保を図ること

※介護保険法第115条の22第1項の改正

- 居宅介護支援事業所等、地域の拠点の活用による高齢者あんしんセンター業務の体制整備を推進（総合相談支援事業の一部委託、ランチ、サブセンターとしての活用、柔軟な職員配置）
※介護保険法第115条の47第4項の改正
- 家族介護者支援について、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の地域拠点が行う伴走型支援、認知症カフェの活動、ケアマネジャーによる仕事と介護の両立支援等の取組みと高齢者あんしん相談センターの連携
- ヤングケアラーも含めた関係機関と高齢者あんしん相談センターとの連携
- 養護者及び養介護施設従事者による虐待の防止に向けた体制整備

6 認知症施策の推進

- 介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置の義務化
- 日本認知症官民協議会における取組を踏まえ、官民が連携した認知症施策の取組みを推進

7 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の入居定員総数

8 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項

9 市町村独自事業に関する事項

10 災害や感染症に対する備えの検討

- 業務継続計画（BCP）の策定義務化、策定支援
- 感染症予防法改正の内容（高齢者施設等との連携を含めた宿泊療養・自宅療養体制の確保等予防計画の記載事項の充実）を踏まえ、必要に応じて高齢者福祉課と健康増進センター、関係機関とが連携すること

第9期計画において記載を充実する事項（案）（一部抜粋）

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- ①中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- ②医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- ③サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- ④居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- ⑤居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ①総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- ②地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- ③認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- ④地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- ⑤重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- ⑥認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- ⑦高齢者虐待防止の一層の推進
- ⑧介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- ⑨地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- ⑩介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- ⑪地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- ⑫保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- ⑬給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ①ケアマネジメントの質の向上及び人材確保

- ②ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- ③外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- ④介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- ⑤介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- ⑥文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- ⑦財務状況等の見える化
- ⑧介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

第8期計画の記載事項について

【基本的記載事項】

- ・ 日常生活圏域
- ・ 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- ・ 各年度における地域支援事業の量の見込み
- ・ 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定

【任意記載事項】

- ・ 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項
(在宅医療・介護連携の推進、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進、地域ケア会議の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携)
- ・ 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量 (及び要する費用の額)の確保のための方策
- ・ 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量 (及び要する費用の額)の確保のための方策
- ・ 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項
- ・ 保険料の水準に関する中長期的な推計(2025年の推計)
- ・ 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。



介護保険法（抜粋）

第七章 介護保険事業計画
（基本指針）

第百十六条 厚生労働大臣は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第二項第一号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項
- 三 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村介護保険事業計画）

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 二 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策
- 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策
- 三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
- 四 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項
- 五 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 六 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- 七 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、教育、地域づくり及び雇用に関する施策その他の関連施策との有機的な連携に関する事項その他の認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項
- 八 前項第一号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第五項に規定する登録住宅（次条第三項第六号において「登録住宅」という。）のそれぞれの入居定員総数（特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る第四十一条第一項本文、第四十二条の二第一項本文又は第五十三条第一項本文の指定を受けていないものに係るものに限る。次条第三項第六号において同じ。）

九 地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における人口構造の変化の見通し、要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第百十八条の二第一項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

7 市町村は、第二項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。

8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。

9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第五条第一項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。

10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第七十条第一項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

12 市町村は、市町村介護保険事業計画（第二項第一号及び第二号に掲げる事項に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

13 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。